

経営力強化保証制度要綱

1. 制度目的

中小企業者の資金調達にあたって、金融機関が認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項の認定経営革新等支援機関をいう。以下同じ。）と連携して中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、もって中小企業者の経営力の強化を図ることを目的とする。

2. 申込人資格要件

金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者とする。

3. 申込方法

金融機関経由保証に限る。

4. 保証限度額及び保証形式

（1）保証限度額

2億8,000万円。

中小企業者が組合等の場合は、4億8,000万円。

（2）保証形式

個別保証とする。

（3）その他

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「保険法」という。）第3条に規定する普通保険及び保険法第3条の2に規定する無担保保険に係る保証（いずれも一般関係に係る保証及び保険法第12条に規定する経営安定関連保証であって、保険法第2条第5項第5号の特定中小企業者に係るもの（以下「経営安定関連保証（5号）」という。））に限る。

5. 保証割合

金融機関の選択した責任共有制度（責任共有制度要綱（平成18・9・12中序第2号）に定める制度をいう。以下同じ。）の方式によるものとする。

6. 対象資金

一般関係に係る保証については、事業資金とする。

経営安定関連保証（5号）については、経営の安定に必要な事業資金とし、既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金（注）を借り換える場合に限る。

ただし、上記のいずれについても事業計画の実施に必要な資金に限る。

7. 対象金融機関

銀行、信用金庫等中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関等（自らが認定経営革新等支援機関でない場合は、認定経営革新等支援機関と連携するものに限る。）とする。

8. 返済方法

一括返済又は分割返済とする。

9. 保証期間

(1) 一括返済の場合

1年以内とする。

(2) 分割返済の場合

運転資金5年以内、設備資金7年以内とする。

ただし、本制度によって保証付きの既往借入金を借り換える場合は10年以内とする。

なお、据置期間はそれぞれの期間のうち1年以内とする。

10. 信用保証料率

一般関係に係る保証については、借入金額に対し、0.45%から1.75%。ただし、申込時の信用力に対応した保証料率よりも一区分低い料率を適用する。

なお、申込時の信用力に対応した保証料率が最も低い保証料率の場合及び中小企業信用保険法施行規則（昭和37年通商産業省令第14号）第21条各号に定める事由に該当する場合は、一区分低い料率の適用は行わない。

経営安定関連保証（5号）については、0.80%とする。

11. 担保・保証人

(1) 担保

必要に応じて徴求するものとする。

(2) 保証人

必要に応じて徴求する。

ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。

12. 貸付金利

金融機関所定利率とする。

13. 添付資料

信用保証協会所定の申込資料の他、以下の書面を添付するものとする。

（1）「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書

- (2) 事業行動計画書（申込人が策定したもの）
- (3) 経営安定関連保証（5号）については、保険法第2条第5項第5号に規定する市町村長又は特別区長の認定書

1 4. 事業行動計画書

以下の内容を満たすもの又は含むものとする。

- (1) 計画を策定した日の属する事業年度から3事業年度を最短の計画期間とし、原則として同5事業年度を最長の計画期間とする。
- (2) 申込人の経営に係る現況・課題（原則として、計画を策定した日の属する事業年度の前事業年度の財務状況の分析を含む。）と課題を克服するための取組事項及び目標設定
- (3) 申込人が融資を受けて取組む事項に係る具体的な資金使途と資金効果
- (4) 上記取組等を踏まえた収支計画及び返済計画

1 5. 金融機関の責務及び報告並びにE B P Mに伴う情報提供

- (1) 金融機関は、原則として四半期に1回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者から計画の実行状況等の報告を受けるものとする。
- (2) 金融機関は認定経営革新等支援機関と連携し、中小企業者に対し、当初策定した計画の見直し及び同計画を進めるための経営支援を行うものとする。
- (3) 金融機関は、原則として、計画を策定した日の属する事業年度から5事業年度にわたり、年1回中小企業者の事業年度毎に、信用保証協会に対し、中小企業者の本制度の利用状況、計画の実行状況、財務状況並びに金融機関、認定経営革新等支援機関の経営支援状況を電子データで報告しなければならない。信用保証協会は、同データのうち、E B P Mに伴う情報提供として、所在地、資本金、会社設立日、業種、従業員数、申込金融機関、保証申込金額、保証承諾日、保証承諾金額、経営安定関連保証（5号）認定取得の有無、プロパー融資有無、借換対象となる既存保証の保証割合、金融機関の訪問回数及び財務状況について、電子データで経済産業省に送付しなければならない。なお、金融機関が報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。
- (4) 金融機関は中小企業者の実行状況を踏まえ、認定経営革新等支援機関と連携し、必要に応じて、中小企業者に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。

1 6. 金融機関が認定経営革新等支援機関である場合の取扱い

金融機関が認定経営革新等支援機関である場合は、認定経営革新等支援機関たる金融機関単独で中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行

うことにより、本制度を利用することができるものとする。

注：既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金とは以下に掲げるものとする。

- ・新型コロナウイルス感染症対応資金に係る既往借入金
- ・伴走支援型特別保証制度に係る既往借入金
- ・保険法第12条に規定する経営安定関連保証（保険法第2条第5項第4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）の特定中小企業者に係るものに限る。）に係る既往借入金
- ・保険法第15条に規定する危機関連保証（保険法第2条第6項（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）の特例中小企業者に係るものに限る。）に係る既往借入金
- ・経営安定関連保証（5号）であって令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内（延長後の期間を含む。）に信用保証協会が保証申込受け付けし、かつ貸付実行された既往借入金

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。